

大阪広域水道企業団職員就業規則等の一部を改正する規程を公布する。
平成25年 3 月 29 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第10号

大阪広域水道企業団職員就業規則等の一部を改正する規程
(大阪広域水道企業団職員就業規則の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団職員就業規則(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児又は介護を行う職員についての特例) 第12条 第8条及び第10条の規定にかかわらず、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間の割り振り及び休憩時間は、別に定めることができる。</u> <u>(1) 小学校就学の始期に達しない子のある職員 当該子の保育所等への送迎</u> <u>(2) 小学校の第1学年から第3学年までの子のある職員 当該子の放課後児童健全育成事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。)を行う施設等への送迎</u> <u>(3) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、2親等内の親族及び配偶者の父母の配偶者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの(以下「被介護人」という。))のある職員 当該被介護人の介護</u> (年次休暇) 第21条 (略) (1)・(2) (略) (3) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 ア (略) イ アに掲げる職員以外の職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務	(育児又は介護を行う職員についての特例) 第12条 第8条及び第10条の規定にかかわらず、<u>小学校就学の始期に達しない子のある職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、2親等内の親族及び配偶者の父母の配偶者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの(以下「被介護人」という。))のある職員であって、当該子の保育所等への送迎のため又は当該被介護人の介護のためにその変更の必要があると認められる職員</u>の勤務時間の割り振り及び休憩時間は、別に定めることができる。 (年次休暇) 第21条 (略) (1)・(2) (略) (3) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 ア (略) イ アに掲げる職員以外の職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務

日ごとの勤務時間の時間数が同一の職員（以下「<u>斉一勤務型職員</u>」という。）<u>20日に1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</u> ウ・エ（略） 2 （略） 3 年次休暇は、1日を単位として与える。ただし、事業に支障がない場合は、<u>半日又は1の年度において5日（その年度の年次有給休暇の日数が5日未満のときは、その日数）の範囲内で1時間を単位として与えることができる。</u> 4 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次休暇の単位は、<u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める単位とする。</u> (1) <u>斉一勤務型職員のうち、勤務日ごとの勤務時間が7時間45分の職員 1日（職員から要求があった場合は、半日又は1時間とすることができる。）</u> (2) <u>斉一勤務型職員のうち、勤務日ごとの勤務時間が7時間45分以外の職員 1日（職員から要求があった場合は1時間とすることができる。）</u> (3) <u>斉一勤務型職員以外の職員（以下「不斉一勤務型職員」という。） 別に定める単位</u> 5 <u>1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。</u> (1) <u>次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間</u> (2) <u>斉一勤務型職員 勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）</u> (3) <u>不斉一勤務型職員 別に定める単位</u> 6 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、<u>20日（第1項第3号に掲げる職員にあっては、同号の規定により得られた同号アからエのいずれかの日数）を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。</u>ただし、次条により年次休暇の日数を変更した場合であって、当該年度の翌年度の初日に1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されないときは、同条の規定により得られた日数を超えない範囲内の残日数を限度とし、同条第1項各号に掲げる場合であって、当該年度の翌年度の初日に勤務形態が変更されるときは、別に定める日数を限度とする。	日ごとの勤務時間の時間数が同一の職員 <u>20日に1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</u> ウ・エ（略） 2 （略） 3 年次休暇は、1日を単位として与える。ただし、事業に支障がない場合は、<u>1時間を単位として与えることができる。</u> 4 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次休暇の単位は、<u>1日とする。ただし、事業に支障がない場合は、1時間とすることができる。</u> 5 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、<u>20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、第1項第3号の規定により得られた同号アからエのいずれかの日数）を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。</u>ただし、次条により年次休暇の日数を変更した場合であって、当該年度の翌年度の初日に1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されないときは、同条の規定により得られた日数を超えない範囲内の残日数を限度とし、同条第1項各号に掲げる場合であって、当該年度の翌年度の初日に勤務形態が変更されるときは、別に定める日数を限度とする。
---	---

7 (略) (付与された年次休暇日数の変更) 第22条 (略) 2 (略) 3 前2項により得られた日数に<u>1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。</u> ただし、その日数が20日を超えるときは、20日とする。 (繰り越された年次休暇日数の変更) 第23条 前条第1項各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年度の初日後に変更されるとき(当該年度の前年度の初日(当該年度の前年度の初日から当該年度の初日の前日までに新たに職員となった者は、新たに職員となった日とする。以下同じ。)後に当該変更前の勤務形態を始めたときを除く。)の当該変更の日以後における職員の<u>第21条第6項の規定により繰り越された年次休暇の日数</u>(以下「繰越日数」という。)は、残日数から付与残日数を減じて得た日数(以下「繰越残日数」という。)に別表第2の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た日数(繰越残日数未満のときは、繰越残日数とする。)とする。 2—4 (略) (特別休暇) 第25条 (略) 2 前項第10号、第11号、第19号又は第20号の特別休暇(以下「特定休暇」という。)を時間を単位として受ける場合においては、<u>第21条第5項の規定を準用する。</u> 別表第2 (第22条、第23条関係) (略) 別表第3 (第22条、第23条関係) (略) 備考 1・2 (略)	6 (略) (付与された年次休暇日数の変更) 第22条 (略) 2 (略) 3 前2項の場合においては、<u>日数として分の単位まで算定するものとし、その算定により得られた日数に1分未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u>ただし、その日数が20日を超えるときは、20日とする。 (繰り越された年次休暇日数の変更) 第23条 前条第1項各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年度の初日後に変更されるとき(当該年度の前年度の初日(当該年度の前年度の初日から当該年度の初日の前日までに新たに職員となった者は、新たに職員となった日とする。以下同じ。)後に当該変更前の勤務形態を始めたときを除く。)の当該変更の日以後における職員の<u>第21条第5項の規定により繰り越された年次休暇の日数</u>(以下「繰越日数」という。)は、残日数から付与残日数を減じて得た日数(以下「繰越残日数」という。)に別表第2の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た日数(繰越残日数未満のときは、繰越残日数とする。)とする。 2—4 (略) (特別休暇) 第25条 (略) 2 前項第10号、第11号、第19号又は第20号の特別休暇(以下「特定休暇」という。)を時間を単位として受ける場合においては、<u>7時間45分(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して別に定める時間)をもって1日に換算する。</u> 3 前項の規定により特定休暇の残日数に生じた1時間未満の端数については、<u>当該残日数の全てを受けるときに限り、当該1時間未満の端数を受けることができる。</u> 別表第2 (第22条、第23条関係) (略) 備考 (略) 別表第3 (第22条、第23条関係) (略) 備考 1・2 (略) 3 別表第2の備考の規定は、この表につ
--	---

	いても適用する。
--	----------

第2条 大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別休暇) 第25条 (略) (1)―(6) (略) (7) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は<u>配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、</u>骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める日又は時間 (8)―(23) (略) 2・3 (略)	(特別休暇) 第25条 (略) (1)―(6) (略) (7) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める日又は時間 (8)―(23) (略) 2・3 (略)

(大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程の一部改正)
 第3条 大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程(平成24年大阪広域水道企業団管理規程第24号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (経過措置) 2 第2条の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職員に付与された年次休暇のうち、平成24年1月1日に付与された年次休暇は、第2条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員就業規則(以下「改正後規則」という。)第21条第6項の規定にかかわらず、施行日以後に繰り越すことができる。 3 施行日の前日において職員に付与された年次休暇のうち、平成25年1月1日に付与された年次休暇は、改正後規則第21条第6項の規定にかかわらず、施行日以後に繰り越すことはできない。	附 則 1 (略) (経過措置) 2 第2条の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職員に付与された年次休暇のうち、平成24年1月1日に付与された年次休暇は、第2条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員就業規則(以下「改正後規則」という。)第21条第5項の規定にかかわらず、施行日以後に繰り越すことができる。 3 施行日の前日において職員に付与された年次休暇のうち、平成25年1月1日に付与された年次休暇は、改正後規則第21条第5項の規定にかかわらず、施行日以後に繰り越すことはできない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行前に、改正前的大阪広域水道企業団職員就業規則第21条第3項ただし書及び第4項ただし書の規定により、年次休暇の残日数に1時間未満の端数がある場合は、この規程の施行後においては、当該端数を1時間とし、これを与えるものとする。